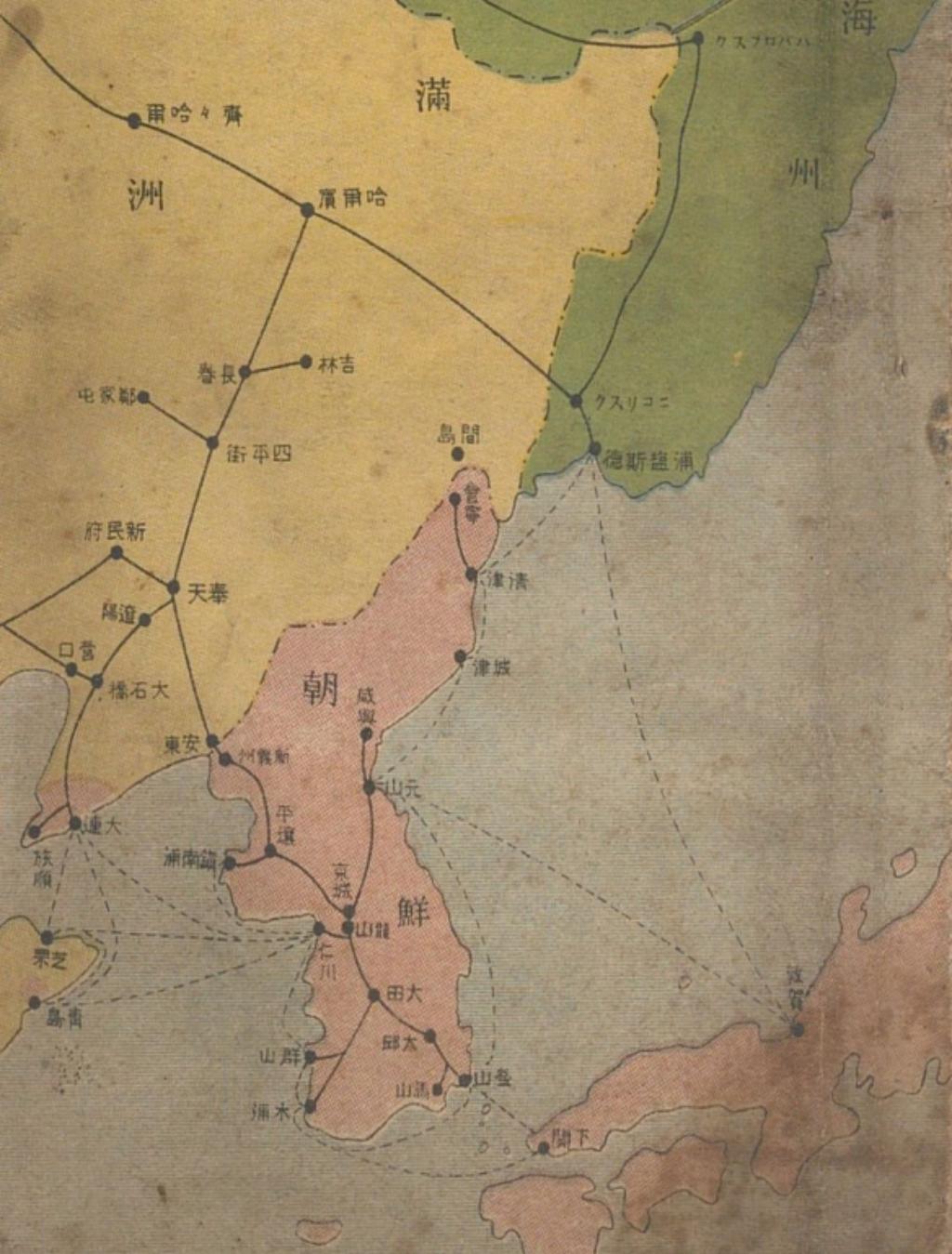


# 禁の信通

朝鮮總督府信遙局



郵便局所で取扱ふ事務の概要を茲に掲げて御参考に供します詳細のこととは最寄の郵便局に御問合せ下さい

本年は我が帝國の通信事業創始滿五十年に相當し紀念祝典を舉行する運に至りました、我が朝鮮に於ける通信機關は今や長足の發達を來しましたけれども猶施設上遺憾に思はる點も尠くありませぬ之等は着々改善を期したく思つて居ります、どうか皆さんに於かれても本書各部の冒頭に掲げました注意事項を御熟讀下さいまして益々此の機關を御善用あらむことを希望いたします

大正十年四月

朝鮮總督府遞信局

# 通、信、乃、棄

## 目 次

● 通信官署業務取扱時間	一頁
● 郵便	二頁
外國郵便	一五頁
內國電報	二二頁
● 電信	三三頁
外國電報	三九頁
● 電話	五九頁
● 爲替	四三頁
外國郵便爲替	四六頁
郵便貯金	四八頁
● 貯金	五三頁
振替貯金	五九頁
● 年金恩給	五九頁

# ●通信官署業務取扱時間

郵便事務………

自午前八時至午後八時

別配達郵便、速達郵便及約束郵便は時間に拘らず  
扱ひます

電信事務………

自午前八時至午後八時

至急電報及新聞電報は時間に拘らず扱ひます

電話事務………

自午前八時至午後八時

至急通話、至急呼出、電話加入者相互の通話及自  
働電話に依る通話は時間に拘らず扱ひます

其の他現時金  
爲替事務

九月十一日より	至午後八時三十分
十月三十一日迄	自午前八時至午後八時
十一月一日より	四時
翌年二月末日迄	至午後九時三十分
三月一日より	自午前
四月三十日迄	至午後
五月一日より	自午前
七月十日迄	至午後
七月十一日より	自午前
九月十日迄	至正午
	十二時

日曜日及一月二日は正午十一時迄扱ひます又祭  
日、祝日、一月一日及始政紀念日には扱ひませぬ

以上の取扱時間は特別の事情に依り必要あるときは之を延伸し又は休日でも扱ふことをあ  
ります此の場合には其の旨を郵便局所前に掲示します

内國郵便

郵便物差出  
上御注意

郵便物受取  
上御注意

郵便物の表面は分り易く詳しく述べて左肩へ貼つて下さい

左の物品は郵便物として出すことは出来ませぬ

(イ) 公安を妨害し又は風俗を壞亂すべき文書圖畫其の他の物件

(ロ) 爆發性、發火性、其の他の郵便吏員に危害を加へ又は郵便物に損害を與ふべき物件

(ハ) 内地、臺灣、樺太及支那宛郵便物に在つては通常又は小包郵便に依り當該地に輸入し得ない物品

小包郵便物には信書を入れることは出来ませぬ

住宅には必ず分り易い標札を掲げて下さい

書留、價格表記及小包郵便物などを受取られるときは郵便物に異状がないか否かを検

めて下さい受取の後は異議の申立ては出来ませぬ

受領證を要する郵便物を受取られるときは直に左の手續をして下さい

(イ) 本人が受取られるときは配達證に調印すること

(ロ) 代人が受取られるときは代人と肩書して配達證に記名調印すること

(ハ) 官公署、會社、旅館其の他の多人數居らるる所では其の受取らるべき資格を肩書して配達證に記名調印すること

萬一他人宛郵便物の誤配達を受けられたときは直に其の旨を附箋して最寄の郵便局に投入せられるか又は郵便局所へ御戻し下さい

郵便物の容積及重量制限

通常郵便物		容積	重量	容積	重量	容積	重量
第三種乃至第一種郵便物	(商品見本、雑形及廣告郵便物と爲したもの)を除く	幅及厚各五寸以内のもの	三	長三尺迄出せます	百	長八寸	一尺三寸
商品見本及雑形		幅及厚各五寸以内のもの	三	長三尺迄出せます	百	長八寸	一尺三寸
廣告郵便物		幅及厚各五寸以内のもの	三	長三尺迄出せます	百	長八寸	一尺三寸
小包郵便物	長曲尺	曲尺	二尺	二尺	一貫六百匁	曲	一寸五分寸
重	幅	曲	二尺	二尺	一貫六百匁	曲	一寸五分寸
量	厚	曲尺	二尺	二尺	一貫六百匁	曲	一寸五分寸
書	書	尺	二尺	二尺	一貫六百匁	尺	一寸五分寸
第一種	状	二	二	二	一貫六百匁	八	一尺三寸
全部印刷した無封の書状、盲人用點字の無封の書状、大部分印刷した無封の書状で官公署公共團體社寺學校又は營利を目的としない法人若は團體から發するもの及營業者から其の營業に關して發する報知書、送状、契約申込書、計算書、承諾又拒絶書、明細書、請求書、領收書、督促狀	十匁又は其の端數毎に	三	三	三	三	三	三
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

通常郵便物  
種類及料金

全部又は大部分印刷した無封の書状で  
官公署の事務に關し同一郵便区内に二  
箇月に一回以上繼續して差出し且一箇  
年の差出數一萬通を下らないもので約  
東郵便として特に承認したもの

十匁又は其の端數毎に……五  
厘

## 第二種 郵便葉書

往復常葉書……一錢五厘  
封緘葉書……三

## 第三種 郵便葉書

二十匁又は其の端數毎に……五  
四十匁又は其の端數毎に……五

三十匁又は其の端數毎に……二

五十匁又は其の端數毎に……二

毎月一回以上刊行する定期刊行物で第  
三種郵便物として認可を受けたもの  
同上中盲人用點字の定期刊行物

書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫  
圖、商品見本及雑形、博物學上の標本

同上中盲人用點字の書籍、印刷物及業  
務用書類

## 第四種 廣告郵便物

百通又は其の端數毎に……五  
三千一通分同一郵便区内……五  
からは百通……同一郵便區外……十二  
數毎に……十

錢 錢 錢 錢 錢 錢 錢 錢 錢 錢

第三種郵便物でない印刷物で毎月一回  
以上繼續刊行するものを約束郵便と爲し  
且郵便料低減の承認を受けたもの

三十匁又は其の端數毎に一

同上中盲人用點字の印刷物  
五十匁又は其の端數毎に一

第五種 農産物種子三十匁又は其の端數毎に一

朝鮮内相互間

同一郵便區市内

(重量に拘らす)

二十  
錢

同一郵便區外三十匁又は其の端數毎に一

一貫二  
百匁迄  
一貫四  
百匁迄  
一貫六  
百匁迄

二十  
錢

二 朝鮮と内地、臺灣、樺太及在支那帝國郵便局區内又は關東廳管内との間

一貫二  
百匁迄  
一貫四  
百匁迄  
一貫六  
百匁迄

二十  
錢

●小包郵便料  
附稅金通知料  
及稅付小包郵便物留置期間

二百四十錢五十錢六十錢七十錢八十錢八十五錢九十錢

一貫二  
百匁迄  
一貫四  
百匁迄  
一貫六  
百匁迄

二十  
錢

四十五錢五十五錢六十五錢七十五錢八十五錢

一貫二  
百匁迄  
一貫四  
百匁迄  
一貫六  
百匁迄

二十  
錢

四十五錢五十五錢六十五錢七十五錢八十五錢

一貫二  
百匁迄  
一貫四  
百匁迄  
一貫六  
百匁迄

二十  
錢

稅金通知請求料

郵便物差出の際請求

二十  
錢

稅付小包郵便物留置期間

郵便物差出後請求

二十  
錢

通常郵便物書留料

郵便物書留料

二十  
錢

金銀、寶石、珠玉、有價證券其の他の貴重品は必ず價格表記又は書留としてお出しなさい  
其の他一般郵便物は書留とすることが出来ます▲郵便物に表記すべき文字「書留」

通貨は必ず價格表記としてお出しなさい、其の他密封した郵便物は價格表記と爲すこと  
が出来ます▲郵便物に表記すべき文字通貨は「通貨價格表記何程」其の他の物件は「品  
名價格表記何程」

●郵價格表記便

價格表記料	通常郵便	通貨	十	圓	迄	十	七	錢
	通貨以外の物品		以上十圓迄毎に	十	圓	迄	二十	錢
			以上十圓迄毎に	十	圓	迄	二十	錢
	小包郵便	通	貨	十	圓	迄	二十	錢
	通貨以外の物品		以上十圓迄毎に	十	圓	迄	二十	錢
表記金額制限			以上十圓迄毎に	十	圓	迄	二十	錢
			以上十圓迄毎に	十	圓	迄	二十	錢
			以上十圓迄毎に	十	圓	迄	二十	錢
			以上十圓迄毎に	十	圓	迄	二十	錢

差出人の指定する郵便局所に郵便物を留置き受取人の出頭を待つて交付するものです  
▲郵便物に表記すべき文字「留置」又は「何局所留置」、到着局所から受取人へ留置いて  
ある旨の通知を要するものは「留置通知」

留置通知を要するものは留置通知料

留置期間…………三十日（交通不便の地に宛てたものは特に延長することがあります）

三 錢

●引受時刻證明郵便

通常郵便物の差出時刻を確知して置く必要があるときは之を書留とし尙引受時刻證明と爲せば郵便局所は引受時刻を記入した郵便物受領證を差出人に交付し尙配達を了つたときは其の旨を差出人に通知します▲郵便物に表記すべき文字「引受時刻證明」

●引受時刻證明料

受取人へ速に送達を要するものは書留又は價格表記と爲し尙別配達と爲せば通常の配達時刻に拘らず直に特使を以て配達いたします▲郵便物に表記すべき文字「別配達」又は「何局別配達」

●別配達郵便

●別配達料

陸

上二里以内  
以上一里迄每に三十  
二十  
十五  
十  
五  
錢

船

實費額

別配達料不明の場合は三十錢以上を納付するときは尙別配達として引受け其の不足額は受取人から徵收します受取人が之を納付せぬときは差出人から之を徵收します、船船料は其の實費額を受取人から徵收します受取人が之を納付せぬときは差出人から徵收します差出人が郵便物配達の證を得たいときには配達證明としてお出しなさい▲配達證明と爲すべきものは書留通常郵便物、小包郵便物又は價格表記の郵便物に限ります▲配達を了つたときは該證明書を差出人に送ります▲郵便物に表記すべき文字「配達證明」▲差出人は郵便物差出後一年以内に該郵便物の受領證を提出し之が配達證明を引受郵便局所に

●郵便證明達

請求することが出来ます

配達證明料

〔郵便物差出の際請求するもの〕

三

錢

〔郵便物差出後請求するもの〕

六

錢

封緘した書留通常郵便物で其の内容が日本字、朝鮮字又は漢字を以て明瞭に記載した文書（アラビア数字又は簡単な記号を混記することが出来ます）なるときは内容證明と爲すことが出来ます但し他の物件を封入することは出来ませぬ▲二箇以上の内容證明郵便物で其の内容文書が名宛人宿所氏名のみを異にするものは其の名宛人宿所氏名が各封皮記載のものと一致する場合に限り之を同文のものとして差出すことが出来ます▲差出後二年以内に内容検査の證明又は認證謄本の閲覧を請求することが出来ます▲郵便物に表記すべき文字「内容證明」又は「同文内容證明」

内容證明料

〔一通の謄本一枚のもの〕

二枚以上のものは一枚を増す毎に

同時に二箇以上同文のものを差出すときは内一箇を除き他は一

箇に付前記料金の半額

〔同文でない内容證明料と同一割合に依る料金の半額〕

内容證明郵便物差出後内容検査證明請求料

〔同文でない内容證明料と同一割合に依る料金の半額〕

〔同文でない内容證明料と同一割合に依る料金の半額〕

認證謄本の閲覧請求料

五

錢

●代金引換便

代金引換郵便物は代金と引換に之を受取人に交付し其の代金は爲替で差出人に送ります  
▲代金引換と爲し得るものは書留又は價格表記の通常及小包郵便物に限ります▲差出人が振替貯金加入者であるときは引換代金を其の振替口座に拂込方を請求することが出来ます▲郵便物に表記すべき文字は其の取扱區別に應じ「代金引換金何程」、「居宅代金引換何程」、「何番口座拂込」、「居宅拂」、「靈種留置三日」

代金引換料

五

錢

居宅引換料

五

錢

引換金額制限

(錢位未滿の端数を付けることは出來ませぬ)一千圓

代金引換郵便物留置期間

十日

圓

靈種を内容とするもので差出人が豫め請求したもの

は三日

集金郵便は其の委託の證書又は證券に依り之と引換に支拂人から證書又は證券面の金額を取立て爲替で委託者に送ります▲集金郵便は朝鮮内で取立てるものは郵便區市内宛に限ります但し郵便局所に留置き支拂人の出頭を待つて取立てるものは郵便區市外宛のものでも扱ひます▲委託者は其の取立金を自己の振替口座に拂込方の請求が出來ます

●集金郵便

集金郵便委託料

證書

現金受領證

六

錢

證券

無記名の公債券、社債券又は其の利札

十五

錢

貨物引換證、船荷證券又は之に準すべきもの

十

錢

## 市内特別取扱郵便

## 集金郵便留置通知料

取立金額制限……證書に在つては五十圓、證券に在つては千圓とし錢位未滿の端數を

付けることは出來ませぬ

## 集金郵便取立期間

三十日

京城、釜山及仁川各郵便局に差出し各其の同一郵便区内に配達すべき全部又は大部分を印刷した同文の有封及無封書狀又は同内容の第三種及第四種郵便物ご同時に百箇以上差出すときは左の料金に依り「市内特別」と表記し市内特別取扱と爲すことが出來ます

一、有封同文書狀：一箇に付重量四匁迄一錢五厘四匁以上は四匁迄毎に一錢を加へます

二、無封同文書狀：一箇に付重量十匁迄一錢五厘十匁以上は十匁迄毎に一錢を加へます

重量二十匁迄四厘二十匁以上は二十匁迄毎に三厘を加へます

ます

同時に三千一個以上を差出すときは三千一個分から重量二十匁迄毎に三厘を加へます

重量三十匁迄六厘三十匁以上は三十匁迄毎に五厘を加へ

ます

同時に三千一個以上を差出すときは三千一個分から重量三十匁迄毎に五厘を加へます

## 四、第四種郵便物：一箇に付

第三種及第四種市内特別郵便で別に定めた原簿配達の方法に依るものは前項の外百箇迄五錢百一箇以上は十箇迄毎に五厘を加へて徵收します

### 速達郵便

左の地域に發着する料金完納の郵便物は「速達便」と朱記し速達郵便と爲すことが出来ます但し小包郵便物の重量は四百匁限りです速達郵便物差出人は電話其の他適宜の方法に依つて豫め其の郵便物の種類、數量、引渡時刻等を其の集配事務所轄の郵便局に通告し其の居所で之が引受方を請求することが出来ます

一、京城、光化門、南大門、西大門各郵便局區内及其の相互間.....十  
一、龍山郵便局區内相互間.....十  
一、京城、光化門、南大門、西大門各郵便局區内と龍山郵便局區内相互間.....十五  
一、速達郵便物居宅引受取扱料.....六  
一、

### 約束郵便

約束郵便として差出し得るは定期刊行物、書籍、印刷物及郵便規則第十五條の二に依る無封書狀で差出の際郵便切手を貼らず期間を定めて其の料金を後納するものであります  
約束郵便の取扱を受けやうとするときは規定の方法に依り申込書を提出し承認をお受けなさい  
▲約束郵便物は規定の印章を押捺して郵送票を添へ所定の郵便官署へお出し下さい

切手別納便

道廳府廳所在地に於ける郵便局、羅南、鏡城及大田郵便局へ同一内容の普通通常郵便物を同時に百箇以上お出しになるときは切手を一々其の郵便に貼らずに別に納めることが出来ます

廣告郵便

廣告、引札等受取人を指定しない各種の印刷物は廣告郵便としてお出しになれば差出人指定の郵便局所で適宜の方法で配付いたします（廣告郵便料金は通常郵便物料金の項参照）

▲廣告郵便物は配達を要する郵便官署毎に把束し請求書に料金相當の郵便切手を添へ之と共に郵便局所にお出しなさい▲郵便物に表記すべき文字「廣告郵便」

郵便私書函を使用しやうとせられるときは當該郵便局所の許可をお受けなさい▲郵便私書函使用者に宛てた郵便物は總て私書函に配付します

郵便私書函

郵便私書函 京城、西大門、南大門、光化門、龍山及釜山郵便局……六箇月分……四圓五十錢  
使用料 仁川、元山、平壤、木浦、群山、清津、馬山……六箇月分……三圓

其の他の郵便官署

六箇月分……一圓五十錢

普通通常郵便物は之を袋に入れ施錠のまま配達を受けることが出来ます

郵便袋配達

閉袋配達料

一箇年

郵便物差立前なるとき(但差立準備前の取戻請求なるときは無料).....五

郵便に依るもの……………八

宛  
醫  
經  
全  
集

郵便物の名宛

代金引換又は集金便物の發著區間

金郵便の取消

の金額變更

郵便物差立  
後なるとき

電信に依  
るもの

和文電報に依るもの

朝鮮と内地、臺灣  
及樺太との間

六十

九  
十

郵便物名宛  
更及取戻  
請求料代  
金引換郵便  
の取扱  
料額の變更  
請求金消  
料の取集  
料金消請

朝鮮と上海郵便局  
区内との間

宛和文私報に要する料金實費額

料金實費額

歐文の依報

朝鮮と在支那帝國  
郵便官署区内との  
間

郵便物の名宛地  
宛歐文私報に要  
する料金實費額

使物の名宛地  
私報に要  
料金實費額

## ●特別取扱年賀郵便

毎年十二月十五日から同二十九日まで年賀郵便の特別取扱をいたしました▲特別取扱年賀郵便は料金完納の内國普通通常郵便物に限ります但し切手別納郵便物は差支ありません▲特別取扱年賀郵便は一月元旦に配達します▲期間の迫らぬ内に可成早くお出し下さい遅れると元旦の配達に間に合はぬことがあります▲此の方法は差出人は郵便物の速達を得られ郵便局所では一時に郵便物の輻輳を避け得られる兩得の便法であります

書留通常郵便物亡失のときは……………一個に付……………十

圖

## ●小包郵便物の損害賠償額

亡失のときは重量二百匁迄は二圓、二百匁以上は二百匁又は其の端数を超過する毎に一圓を加へます

## ●價格表記郵便物の損害賠償額

毀損のときは總重量に對する減重量の割合に依り重量二百匁迄は一圓以内二百匁以上は二百匁又は其の端数を超過する毎に五十錢以内を加へます

## ●損害賠償

全部亡失のときは表記金額の全額  
一部亡失又は毀損のときは其の表記金額と殘存價格との差額

集金郵便に依る證券の亡失又は失効のときは其の實損額但し取立金額を超過することは出来ませぬ

代金引換郵便物の取立金の取立を爲さないで之を交付したときは其の實損額  
賠償請求期間……………郵便物差出の日より

一箇年

# 外國郵便

## 郵便物差意出 上御注

郵便物の表面はなるべく歐文で分り易く詳しく述べて書き場手は表裏右肩へお貼り下さい  
包装は極めて堅固に又米國宛小包は封緘せずに容易に検査の出来る様にしてお出し下さい  
 (イ) 内國郵便物として出すことの出来ぬ物品(二頁参照)  
 (ロ) 關稅其の他の法令に依り輸出入を禁する物品  
 (ニ) 名宛國に於て輸入又は流布を禁する物品

## 通常郵便

商品見本	印刷物及 業務用書類	葉書		種類	長	幅	厚	重量
		制限なし	制限なし					
(約九寸九分)	(約一尺四寸八分)	サニチメートル 十四種(約四寸六分) 但し十種(約三寸三分) を下ることは出来ませぬ	九種(約二寸九分) 但し七種(約二寸三分) を下ることは出来ませぬ					
(直徑十五種(約四寸九分)を以て制限をします)	(約六寸六分)	一 譽物體のものは長七十五種(約二尺四寸七分)を以て制限をします	一 約一尺四寸八分					
(約三寸三分)	(約三寸三分)	一 約一尺四寸八分	一 約二尺四寸七分					
(約九分)	(約九分)	一 三百五十瓦(約九 十三勿三分)	一 キログラム 百三十瓦(約九 十三勿三分)					

## 重量の制限

價格表記  
書狀及箱物

書狀	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
箱物 (約九寸九分)	三十 梱	十 梱 (約二寸三分)	十 梱 (約三寸三分)	一 梱 (約二百六十六分)
種別	寸尺容積	重量	重量	重量
加那太との約定に 依る小包	聯合小包及墨西哥 との條約に依る小 包	各面の寸尺六十 五立分(約一尺九寸八分)容積二十 二十九(約六寸六分)を越過しないもの を長一 メートル(約三尺二寸)まで差又ありせ ぬ	一貫三百三十三 匁 (五 兩)	一貫三百 匁 (六 分)

## 小包郵便

支那と交換する小 包	英國、香港、米國、 濠洲又は海峽殖民 地との約定に依る 小包	長三尺五寸並長及 横周を合し て六尺	一貫三百二十匁
各面の寸尺二尺(但し幅、厚各六寸五分を 過しないものは長三尺二寸まで差又ありませ ぬ)又は鐵道又は汽船の通せぬ各地のものに 限り容積一立方尺	一貫五百 匁	一貫三百二十匁	一貫五百 匁

外國郵便

◎書留料

物通の常料郵便

郵便聯合國及  
特殊約定國宛  
(注意) 郵

郵便聯合外諸國宛通書

郵便物一箇に付  
郵便物一箇に付  
常郵便物は通例書簡とすることは出來ませぬ

21

三、特約國定支那國定

書  
狀  
書  
狀  
印  
刷  
し  
た  
の  
封  
の

通常 往復 封緘 二十枚毎二  
郵便葉書 每月一回以上刊行す  
る定期刊行物

三十匁每ニ  
標本、博物學上、商品見本及圖書、寫真、書、畫、印刷物、書類、甲子年、

農產物種子  
三十匁每三

料金 状價及格表記書

● 到達證

郵便聯合國及郵便聯合外諸國宛書留又は  
價額表記通常郵便物に對するもの  
特殊約定國宛書留通常郵便物に對するもの  
支那と交換する小包郵便物に對するもの  
其の他の小包郵便物に對するもの

錢錢錢 金錢

● 跡跡取調料

郵便聯合國及郵便聯合外諸國宛書留及價格表記通常郵便物の跡跡取調料 郵便物一箇に付 五  
特殊約定國宛書留通常郵便物の跡跡取調料 郵便物一箇に付 三  
支那と交換する小包郵便物 五  
其の他の郵便物 五

普通書留及價格表記通常郵便物

小包郵便物

外國來別配達郵便物に付ては名宛人から左の料金を徵收します

● 別配達料

通常郵便物

配達局から陸上二里を超えたるとき 三里を超えたるときは 一里迄毎に

四十三錢 二十五錢

小包郵便物

配達局から陸上二里を超えたるとき 三里を超えたるとき 一里迄毎に

三十五錢 二十五錢

別に船料の實費額

別に船料の實費額

● 國際返信價格

一枚に付 十二錢

切手券

名宛國で我十錢に相當する郵便切手に引換へることが出来ます





# 内國電報

## 内國電報

### 電報發信上意注御

### 電報受信上意注御

- 電報の文字は正しく殊に數字は大きくお書き下さい書き方が悪いと誤謬の原因となります
- 電文中に濁点又は半濁点のある文字の次の欄はなるべく空欄として電報字數を數へ易いようにして下さい
- 電報を郵便で差出されるときは其の封筒の表面に「通信事務、電報在中」と書いて最寄の電信取扱局所へ宛てらるれば其の普通郵便料は無料です
- 返信料前納電報・局待電報、別使及浮船配達電報は其の配達を受けられた時から五分時以内ならば其の配達人に託して電報を出すことが出来ます
- 萬一他人宛電報の誤配達を受けられた時は直に其の旨を附箋して配達局所へ御戻し下さい
- 返信料前納證書は發行の日から三十日以内は何れの電報に使用されても差支ありません  
又何れの電信局所へも差出すことが出来ます

種別	和文	英訳	歐文
基本	文	文	文
(十五字以内)	累加	累加	累加
(一名宛料五 裏を含む)	(五字以内)	(七字以内)	(二字以内)
(一名宛料五 裏を含む)	(五字以内)	(五字以内)	(一語に増す)

通 常 電 報  
金 料

同 市 内 私 官 報	十五 錢	三 錢	十五 錢	十五 錢	三 錢	十五 錢	三 錢
朝鮮内 <small>(同一市内)</small> 相互間	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢	三十 錢
朝鮮、内地 <small>(小笠原島)</small> 相互間	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢	三十 錢
小笠原島、臺灣及樺	官 報	私 報	官 報	私 報	官 報	私 報	官 報
前 各 號 以 外 官 報	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢	三十 錢
前 各 號 以 外 私 報	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢	三十 錢	五 錢	三十 錢

和文電報及諺文電報に在つては一名宛毎に五錢を課します▲諺文電報又は諺文挿入の和文電報は朝鮮内發著のものに限ります▲同一市内とは別に告示の地域を指稱し主として電信局所の直配達区内一圓の地です

新聞紙に掲載の目的を以て豫め遞信局長の認可を受けた新聞社又は通信社に宛た電報は新聞電報として差し出すことが出来ます  
本電報は電報取扱時間外と雖之を取扱ひます▲發信の都度新聞電報發信證票の呈示を要

します▲受信人は發信證票に記載のものに限ります▲電話に依る電報託送及至急、返信料前納、照校、受信、追尾、再送、外國郵送、停車場揭示の取扱は改しませぬ▲廣告私信の事項は記載を許しませぬ

## 新聞電報

朝鮮内相互間.....

通常料二十五錢(一名電料五錢を含む)  
十五錢(同上)

新聞電報料  
和文五十字以内毎に

朝鮮、滿洲、支那芝罘相互間.....

通常料二十五錢(同上)  
十五錢(同上)

朝鮮、内地、臺灣樺太相互間.....

通常料三十五錢(同上)  
二十錢(同上)

官報又  
私報

一、海岸局所料金

和文

通常料十五字以内.....二十五錢  
五字以内を増す毎に.....五錢

(一名電料五錢を含む)

同文料

歐文

通常料五字以内.....二十五錢  
一語を増す毎に.....五錢

同文料

同

# 無線電報

通常料 五十字以内毎に……二十五銭

(一名電料五銭を名む)

原信の字數に相當する料金の  
半額

(上記の外一名電料  
毎に五銭を附課す)

## 新聞

### 一、海岸局所料金

同文料

同

無線電報は和文は「ナイ」歐文は「R.A.」の略符號又船舶局所の中繼に依り傳送する無線電報は和文は「ナラ」歐文は「R.S.」の略符號を以て指定しなさい  
上記の料金は海岸局所又は船舶局所に於て無線電線に依る取扱を爲す毎に課します又陸上線傳送を要するものは其の一般電報料を附課します

## 特殊取扱及電報指定事項

(指定事項は和文及諺文電報は片假名  
歐文電報は羅馬字で書いて下さい)

普通の電報よりも早く届ける必要があるときは又は電報取扱時間外に發信せられるときは至急電報としてお出しなさい

## 至急電報

至急電報料

指定略符號

至急

ウナ  
UR

至急親展

ウニ  
UC

官報は通常電報料の二倍  
私報は通常電報料の三倍

# 内國電報

二六

返信の電報料を豫め發信人の方で拂ひたいときは返信料前納電報としてお出しなさい

返信料前納

ナツ

RP

●電  
返信科前納  
報

指定略符號

返信至急

ナウ

RU

返信料前納證書使用期間

ナム

RT

返信料前納證書使用期間

發行の日から三十日

電文の間違なきを確められるには照校電報としてお出しなさい

通常電報料の四分の一

●照校電報  
照校料

和文及諺文電報

一名宛毎に五錢附課

指定略符號

照  
校

▲コ  
TC

發信人の方で電報の配達日時を知りたいときは受信電報としてお出しない▲此の電報は  
汽車中に在る者に宛てることは出來ませぬ

電報に依り報知する受信報知料

〔原信官報なるときは官報の最低通常料金  
郵便に依り報知する受信報知料  
〔原信私報なるときは私報の最低通常料金  
郵便受信報知

指定略符號

電報受信報知

ツニ

PC

郵便受信報知

ツツ

PP

旅行中の人か又は居所の一定せぬ人に送る電報を其の行先を追うて届けるには追尾電報としてお出下さい

### ●追尾電報

追尾すべき受信人の居所は頼信紙に逐次記載し又は全く記載しなくとも差支ありません  
▲逐書した受信人居所は之を各別の名宛と看做します▲左の電報は追尾電報と爲すこと  
は出來ませぬ(イ)別使料又は船料の電報報知を要する電報(ロ)同郵便報知を要する電  
報(ハ)返信料前納電報(ニ)受信電報(ホ)同文電報(ヘ)外國郵送電報(ト)汽車中にある者  
から發する電報

追尾料……………追尾一回毎に……………新に電報を差出したものとしての相當料金  
指定略符號……………追 尾……………チヲ Eの

受信人が轉居不在の場合は其の受信人又は肩書の家の人は其の電報を受信人の行先へ再  
送の請求が出來ます▲再送電報配達不能の場合には再送請求者から再送電報料を追徴し  
ます

再送請求者は其の再送すべき電報に記載した指定事項の削除を請求し又は追尾電報と爲  
すことの出來ない指定事項の外必要な指定事項の記入を請求することが出來ます▲再送  
請求の期間は著信の時から七十二時間以内です

再送料……………再送一回毎に……………新に電報を差出したものとしての相當料金  
指定略符號……………再 送……………ナヲ Eの

同一市内又は著信局所の同じ土地に居住する數人に宛て同時に同文の電報(十通以内)を發するときは同文電報として出すことが出来ます▲同文連名は同文電報で其の各通に各受信人名を連記して配達するものです

## 同文電報

## 同文料

電報取扱時間外に差出す至急電報

和文及諺文  
歐文

十五錢

一名原料五  
錢を含む

十五錢附課

## 指定略符號

同文

ムヨ  
TM

同文連名

ヨイ  
MA

停車場  
電報

別に告示する鐵道停車場内に自己の差出した電報の掲示を請求することが出来ます▲著信局所では指定停車場内に之を掲示し六時間以上を経過した後之を抹消し掲示を以て配達と看做します▲返信料前納電報、受信電報は停車場掲示と爲すこと出来ませぬ

## 指定略符號

停車場掲示

ムツ  
TP

發信人が發信局所に居つて其の電報の返信を待つことを受信人に知らしめるには局待電報としてお出しなさい

## 指定略符號

局  
待

ヤム  
WT

電信局所の電報直配達區域外に宛てた電報で別使を以て配達を要するものは別使配達電報としてお出しなさい▲電報直配達區域外に居住するものは電信局所に請求して自己に

宛てた前記の指定のない電報の別使配達を請求することが出来ます之を受けたときは其の配達料を納めねばなりません。

### 別使配達

著信局所から二里以内三十錢  
以上一里以内を増す毎に二十五錢

島嶼に宛てた別使配達は里程に拘らず三十錢配達實費が之に超過したときは其の實費額在満洲帝國郵便局區内宛は里程に拘らず五十錢

### 指定略符號

別使配達 マツ XP

艦船に宛てた電報で別使を以て配達を要するものは解船配達電報としてお出しなさい

三十錢

### 解船配達

在満洲帝國郵便局區内宛は八十錢(大連に限り一圓五十錢)芝罘帝國郵便局區内は四十

錢解船配達の實費發信人の納付した額を超過するときは其の不足額を受信人から徵收します

### 指定略符號

解船配達 ハボ BD

受信人が追納すべき別使料又は解船料を發信人の方で納付しやうとするときは電報又は郵便に依り其の料額の報知を受けて納付することが出来ます



書留郵便に依り外國に郵送を要する歐文電報は外國郵送電報としてお出しなさい

●外國郵送

外國郵送料

指定略符號

外國郵送

PN

●電報受取書

發信人は電報を差出した日から三日以内に限り電報受取證書を請求することが出来ます  
電報受取證書料

五 錢

●電報託送

電話加入者、發受用電話施設者又は電報送受の目的を以て施設した電信施設者は豫め届出又は請認を爲し電信局所との間に電報を託送することが出来ます  
電報託送料

三 錢

●電報閱覽

電報正寫料

〔和文は百字、英文は五十字以内毎に〕五 錢

十 錢

●未送電報

請求期間……發信に在つては差出した日から着信に在つては受取つた日から五箇月間  
未送電報返還料

五 錢

●返還料

略號登記料及配達先登記料

各登記一件に付

年額十二圓

●未送電報

電報局渡料

證票一個に付

年額六圓

●票交付

但し局渡證票を亡失し更に證票を請求するときは二十錢を要します

尋問、改正  
及停止

尋問、改正  
及停止料

其の通報並返信に要する電報の字語數に應じて原信が官報なるときは官報料金私報なるときは私報料金を課します但し和文電報及諺文電報に在つては一名宛に相當する料金を附課します  
尋問料は電信事務上の誤謬に因つて尋問を爲すに至つた場合は其の料金を還附します

請求期間………電報を受取り又は差出した時から……………七十二時間以内

尋問料

電信事務

料金

附課

料金

附課

料金

附課

料金

尋問料

電信事務

料金

附課

料金

附課

料金

附課

料金

尋問料

電信事務

料金

附課

料金

附課

料金

附課

料金

# 外國電報

## 電報發信上意

- 外國電報は羅馬字又は亞刺比亞數字で分り易く正しくお書き下さい但し上海宛は和文電報も取扱ひます
- 外國電報は経過線路を指定してお出し下さい経過線路に依つて送達上遅速もあり又料金も違ひます
- 別項に掲げた以外の地に宛てた電報料金は便便局所に御聞き下さい

## 電報料(一語料金)

地

名

通常電報

上

海線

新聞電報

臺廈

灣門州海

○三〇  
四

○一二  
四

在上海帝國電信官署とその他の帝國電信系との間では和文電報を扱ひます其の料金は左の通りです

一、片假名七字又は其の端數毎に一語に計算し前掲料金を課します  
一、名宛は字數に拘らず一語に計算します第二以下の名宛は前號に依ります

## ●亞細亞

一、電報一通の課金語數三語に満たないものでも三語分の料金を課します  
 一、上海以外の帝國郵便官署所在に發著する電報は郵便連絡に依ります  
 一、受信報知は電報に依るものは通常電報料二語分郵便に依るものは三錢  
 一、別使料及船料報知は電報に依るものは通常電報料二語分郵便に依るものは三錢

地

名

通常電報

新聞電報

上海線

香港  
澳支香港  
那門○、七三  
○、六三○、二二  
○、一二

(上記各地及在芝罘本邦局を除く)

地

名

朝鮮線

常

香港線

電報

亞細亞  
亞細亞  
土耳其  
亞細亞  
露西亞

○、一三

○、四二

二、一六

通

常

電

報

四

一、四六

一、八七

一、四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四





特殊取扱料金	ポートランド	二、〇〇
至急私報料	タコマ(ウォシントン洲)	〇、六八
照校電報料	晩香坡	〇、七二
受信報知料	メキシコ、シチーリア	〇、八〇
追尾電報料	リオ、デ、ジヤネーロ	一、〇七
再送電報料	(伯) 西兒國	一、七四
機廻電報料	（歐文電報の略符號は内國電報と同一です）	三、六八
通常電報の三倍	二、二四	二、四〇
原信通常電報料の四分の一	一、〇八	一、七四
電報報知料	（伯）西兒國	一、七四
便報知料	（歐文電報の略符號は内國電報と同一です）	一、七四
追尾每に追尾局と次の著局との間に發著する電報の料金と同一額	（歐文電報の略符號は内國電報と同一です）	一、七四
再送毎に再送局と次の著局との間に發著する電報の料金と同一額	（歐文電報の略符號は内國電報と同一です）	一、七四
通常電報料金の二分の一	（歐文電報の略符號は内國電報と同一です）	一、七四

五語の通常電報料金  
錢

同文電報寫真

百語以內

通  
常  
急  
電  
報

同文電報  
原信を除くの外に付

百語以内  
百語以上百語以内毎

通常電報	二
通常電報に在ては	四
至急電報に在ては	二十銭
受信人宿所氏名及指定等の語數を合算します	四十銭を加へます

郵電  
送報  
料の

著信國外

通常郵便  
書留郵便

電報謄本料  
電報受取

百語以内毎に

卷之三

謹書料前納

一通に付

電報料金還  
付  
請  
明  
間

電報依託の日より

卷之三

五箇月以内

電 話

電 話

● 電話に付て  
● 御注意

● ベルが鳴つたらどんなお忙しい時にも直ぐ電話へお掛け下さい  
● 電話機の上に金物を載せると話が通せぬことがありますから鍵や眼鏡などを載せぬ様にして下さい  
● 加入者は報酬を受け自分の電話を他人に使用させることは出来ませぬ  
● 電話受話機の掛金をかゝる動きさぬ様に願ひます  
● 市外通話は三分時を一通話とし三通話を超へて通話することは出来ませぬ  
● 話する者がないときは差支ありませぬ  
● 先方が電話加入者でなくとも呼出の請求をして通話することが出来ます又自分が電話加入者でなくとも郵便局所に行き又は自動電話に依り通話することが出来ます

● 加入登記料  
● 電話使用料  
● 市外發受用料  
● 電話料及電  
● 覆載番號表  
● 重料

電

話

名 義 書 換 料	加 入 登 記 料	種 别	地					
			甲 地	乙 地	丙 地	丁 地	戊 地	指 定 地
年 電 話 使 用 料	十五 圓	十五 圓	十 圓	十 圓	十 圓	十 圓	十 圓	十 圓
年 電 話 使 用 料	九十六 圓	八十四 圓	七十二 圓	六十六 圓	六十 圓	四十八 圓	四十八 圓	四十八 圓
年 電 話 使 用 料	八十四 圓	七十二 圓	六 圓	五十四 圓	四十八 圓	三十六 圓	三十六 圓	三十六 圓
年 電 話 使 用 料	五 圓	五 圓	三 圓	三 圓	二 圓	二 圓	二 圓	二 圓

市外發受用電話料一箇毎に年額八十圓及電話線路に對し加入區域外加入と同額の附加使用料を課します

電話番號表重複掲載料年額一箇所毎に二圓

長距離通話の設備を爲した電話機年額一箇毎に三十三

卓上電話機

年額一箇毎に

甲

號

三十三

六

●附加使用料

增設機械

普通電話機年額一箇毎に

甲

號

三十三

六

卓上電話機年額一箇毎に

甲

號

三十三

六

受話機年額一箇毎に

甲

號

三十三

六

電鈴年額一箇毎に

乙

號

三十三

六

圓圓圓圓圓圓圓圓圓圓

電話料金に  
關する土地  
の種別

指戊丁丙乙甲

定

地

京城、釜山、  
仁川、龍山、

大田、群山、全州、木浦、大邱、馬山、平壤、鎮南浦、新義州、元山、

咸興、淸津、羅南

開城、水原、淸州、公州、江景、鳥致院、光州、鎮海、晋州、義州、春川、城津、會寧

榮山浦、羅州、鏡城、  
永登浦、裡里、永興、西湖津

廣梁、南平、金泉、慶州、浦項、牧島、東萊、統營、海州、沙里院、

二浦

電話加入者相互間の市内通話には料金は要りませぬ。普通通話よりも早く通話したいとき又は電話取扱時間に外に於ては至急通話又は至急呼出の請求をなさい。

料及電話  
電話通話呼出料

同一呼出區域內加入父は

通話時(三分)の運  
一回の電話呼出料

通話料  
五

五五  
錢錢

主急通話主急呼出又は主急通話  
前記以外の主な區間に於ける  
便局所て御聞き下さい

普通通話料又は普通呼出料の二倍  
市外通話区域及其の料金は別項掲載の通りです詳細は郵

自働電話に  
依る通話料

自働電話に依り市内通話及市外通話をすることが出来ます但し長距離通話又は電話呼出は出来ませぬ

電話使用料、附加  
使用料及維持料の

四月一日から六月三十日迄  
七月一日から九月三十日迄

四

納各種料期金

以上額分納期は各其の初月十四迄

に其の期の分を納めねばなりませり

十一月  
三十日迄

電話通話料、加入者は毎月分を其の翌月二十日迄に又電話番号表重複掲載料は毎年四月十日迄に通貨を以てお納め下さい

電 話

●主な區間の市外電話通話料及電話呼出料

表中右方は電話通話料左方は電話呼出  
料であります

龍	京	元	山	咸	興	清	津	羅	南	鏡	城	群	山	全	州	公	州	清	州	安	東	義	州	釜	山	馬	山	平	壤	鎮	南	浦		
山	城	仁	川	水	原	開	城	大	田	鏡	城	會	寧	新	義	州	義	州	安	東	義	州	釜	山	馬	山	平	壤	鎮	南	浦			
一	二	五	一	二	五	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三		
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	
一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三
三	六	一	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三
六	一	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三
一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三
四	五	六	七	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三
八	九	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			

# 内國郵便爲替

爲替に付て  
御注意

爲替振出の際萬一の詐取を豫防せられるには通常爲替は振出請求書に差出人又は受取人の商號又は適宜の暗號を附記し或は拂渡猶豫の日數をお書き下さい又小爲替は受取人宿所氏名又は拂渡局所を指定せられるがよろしいです  
爲替は有効期間の経過せぬ内にお受取り下さい  
爲替證書は裏面に二條の平行線を引いて銀行に讓渡することが出来ます

小爲替		通常爲替		電信爲替	
金額	爲替料	金額	爲替料	金額	爲替料
一圓迄三	錢	二十圓迄十五	錢	二十圓迄五	十錢
五圓迄五	錢	五十圓迄二十五	錢	二十圓迄七	十錢
十圓迄七	錢	百圓迄三十五	錢	五十圓迄一	圓五
十五圓迄十	錢	百五十圓迄四十	錢	百五十圓迄一	圓六十

朝鮮内各局所互相間及  
滿洲内各局所互相間

朝鮮と朝鮮外(滿洲を含ます)

爲替の種類  
及料金

二十圓迄	十三錢	二百圓迄	五十五錢	二百圓迄	一圓三十錢	二百圓迄	一圓九十錢
三百圓迄	六十五錢	二百五十圓迄	一圓五十錢	二百五十圓迄	二圓二十錢		
三百圓迄	七十五錢	三百圓迄	一圓七十錢	三百圓迄	二圓五十錢		
三百五十圓迄	一圓九十錢	三百五十圓迄	二圓八十錢				
四百圓迄	二圓十錢	四百圓迄	三圓十錢				
四百五十圓迄	二圓三十錢	四百五十圓迄	三圓四十錢				
五百圓迄	二圓五十錢	五百圓迄	三圓七十錢				

備考  
郵便取立金は之を通常爲替として  
通常爲替料を徵收します但し其の  
金額が二十圓以下であるときは小  
爲替料金の割合に依り又三百圓を  
超えるときは超過額百圓迄毎に十  
錢を加徵します

爲替證書の有効期間は證書發行の日から六十日です但し鬱陵島、千島、琉球、小笠原、伊豆  
諸島、臺灣及樺太と其の他の地との間に取組んだものは九十日です又千島及樺太と取組  
んだ通常及電信爲替は毎年十二月一日より翌年四月三十日迄は有効期間に算入しませぬ  
朝鮮内に取組む通常爲替及電信爲替は遞信局長の認可を受けて證書一枚の制限額を高め  
ることが出来ます

●高額爲替

高額通常爲替

證書一枚の金額  
爲替料

一般通常爲替料の外三百圓を超える金高に對し  
五十圓迄を増す毎に十錢を加徵します

制限なし

高額電信爲替

證書一枚の金額  
爲替料

一般電信爲替料の外五百圓を超える金高に對し  
五十圓迄を増す毎に二十錢を加徵します

五  
千  
圓  
迄

爲替に關する  
各種取扱

取扱種別	料金	取扱種別	料金
通常爲替證書送達料	十 錢	電信爲替至急通報料	電信爲替料に 相當する金額
爲替に關する訂正通知料	郵便に依るもの 三 錢	失効證書爲替金拂戻料	電信爲替料に 相當する金額
爲替金渡済通知料	爲替拂渡又は拂 戻局所變更料	爲替拂渡又は拂 戻局所變更料	電信爲替 十 錢
爲替金拂渡停止及 解除通知料	電信に依るもの 電報料相當額	電信爲替	電信爲替 十 錢
爲替金拂渡否取調料	爲替金拂渡否取調料	爲替證書再度發行料	電信爲替 十 錢
爲替電報書別配達料相當する金額	爲替證書再度發行料	爲替金居宅拂請求料	小爲替五 錢

注意

爲替金居宅拂は朝鮮内では郵便區市内宛に限ります又内地、臺灣、樺太及其の他  
では其の宛地に依り之を扱はぬことがあります

## ●外國郵便爲替

●外國爲替に  
付て御注意

●外國爲替の振出請求書の名宛人及差出人の住所氏名は略字を用ゐずに羅甸字か日本字（差出人が朝鮮人又は支那人ならば漢字）で分り易く詳しく述べて下さい

●外國宛の爲替券は郵便局所から名宛人に送ります尤も香港又は比律賓群島宛のものは差出人から送ることになります

●外國通常爲替は内國爲替を扱ふ總ての郵便局で扱ひます又外國電信爲替は（京城、仁川群山、木浦、釜山、平壤、新義州、元山、清津）の各郵便局に限り扱ひます

## ●重なる交換國名、地名及料金

重なる交換國名及地名	爲替の最高額	一口爲替金高	通爲替料	常電信爲替料
△香港、英領印度、錫蘭及 海峽殖民地馬來聯邦	四百弗（洋銀）	十弗又は其の 端數	通爲替料	常電信爲替料
△布哇、比律賓群島、 百	百弗（米貨）	十弗又は其の 端數	錢	錢
△英	一磅	一磅又は其の 端數	每十	同
國四	十	磅	錢	錢
端數	每	每	錢	錢
報料を加へたるもの	十	錢	錢	錢

外國爲替に  
料金  
關する各種に

○獨

逸三千二百麻

百六十麻又は  
其の端數毎に

十

錢同

○佛蘭西、伊太利、希臘

一千法

五十法又は其  
の端數毎に

十

錢同

△亞米利加合衆國

一百弗(米貨)

十弗又は其  
の端數毎に

十

錢同

△加那太同

五弗又は其  
の端數毎に

十

錢同

備考 國名又は地名の頭部に○符號あるものは羅馬約定に依るもの、△符號あるものは特別約定に依るもの

羅馬約定に依る通常爲替の別配達

羅馬約定に依る通常爲替又は英國、墨西哥若是露西亞との

條約に依る爲替の拂渡通知料

羅馬約定に依る通常爲替又は英國、墨西哥若是露西亞との

條約に依る爲替又は米國、加那太若是香港との條約に依る

爲替金の拂渡否取調料

外國振出本邦拂渡の羅馬約定又は特別約定に依る通常爲替

の居宅拂料

## 郵便貯金

### 貯金に付て 御注意

●無事安穩の日には是非所得の一部を貯蓄なさい貯金は身の爲國の爲誠に誰にも出來る御奉公は此貯金であります

●貯金通帳は朝鮮内に限らず内地、臺灣、樺太、關東廳管内及在支那帝國郵便局所在地の何れの郵便局所にても通用いたします

●貯金一度の預入額は十錢以上一人の預入額は二千圓迄であります但し共同貯金、公共團體、社寺、學校などの預入金に對しては最高額の制限はありませぬ

貯金の預入方に付ては左の便法があります

●**郵便切手貯金** 五厘、一錢、一錢五厘、二錢、三錢の切手の内同一種類のものを切手貯金臺紙に貼付し臺紙の全欄に満ちた上郵便局所に持行き預入する方法で學童其の他の小額貯金に最も適當の方法であります但し一人一箇月一圓限りです

●**證券及利札の預入** 無記名のもので支拂を開始した各府縣市債券、勸業債券、貯蓄債券及其等の利札は其の

●**吏員出張取扱貯金** 官衙、學校、工場其の他多人數同時に貯金をせられるときは擇め其の旨を最寄の郵便局所へ申出になれば郵便局所の吏員が出張して貯金の取扱をいたします

● **集配人取集** 郵便區市外地に於て豫め定めた面事務所、學校、寺院、郵便切手賣捌所等の場所で郵便集配人が郵便物集配の傍ら貯金の取集をいたします

● **規約貯金** 多人數が申合せ漫りに拂戻をしないことを約束して貯金の預入を爲し預け人から拂戻の請求があつても規約に定めた約束に従ひ拂戻承認を得たものでなくては拂戻を爲さぬものであります

● **据置貯金** 一定の年限内拂戻を爲さぬ條件を以て貯金の預入を爲すもので据置年限は其の請求の日から三箇年乃至十箇年内(一箇年未満の端數は附けられませぬ)で預け人が之を定めるものであります

● **共同貯金** 一人の總代人を設けて其の名義で銘々預け金を爲る方法で總代人と共同者とか遠隔の土地に在る時に便利であります

貯金の拂戻は左の方法に依ります尙貯金の一部拂は五十錢(朝鮮人名義のものは十錢)以上残して置かればなまりせぬ

預け人は通帳に預金の記入をした郵便局所に其の預金の即時拂を請求することが出来ます又豫め郵便爲替貯金管理所で現在高の證明を受けて置けば其の貯金現在高に付ては何即時拂へれの郵便局所でも即時拂の請求をすることが出来ます

## ●通 常 拂

## ●局 待 拂

前項に該當しない場合で預け人の方で正當本人であることを證明したときは郵便局所では一日三十圓以内同一月内百圓迄を限つて即時拂の請求に應ずることがあります。貯金の拂戻を受けるには郵便局所でお渡しする用紙で拂戻請求書を調製し貯金原簿所管廳又は郵便局所にお出し下さい又全部の拂戻を受けるには拂戻請求書に通帳を添へて郵便局所にお出し下さい。

## ●非 常 拂

拂戻金額に制限なく又豫め現在高の證明を受けなくても郵便爲替貯金管理所所管に屬する貯金を即時に拂戻し得る方法で今は光化門郵便局に限り之を取扱ひます。天災其の他非常の場合に際して其の災害地の郵便局所に於て特別の取扱を爲すもので拂戻金額及取扱時間に制限なく又通帳印判等を亡失した者に對しては無料電報で郵便爲替貯金管理所、貯金局、同支局等に照會した上即時現金の拂戻を致します。

## ●貯 金 利 子

利子は貯金預入の翌月から拂戻の前月迄之を附け毎年三月三十一日を區切り元金に加へます但し其の十錢未満の端數に對しては利子を附けませぬ 一箇年………五分四毛

毎月預け入れるとき

一度預けた元金を其の儘置くとき

年 別	毎月預け入れるとき
毎月三十錢又は	毎日一錢
毎月一圓五十	毎日五錢又は
毎月三十錢又は	毎日十錢又は
毎月三圓宛預け けると	毎日十錢又は

十圓預けて置く けば	一度預けて置く
五十圓預けて置く けば	一百圓預けて置く けば

● 税金計算表子

初年目	三、六八	一八、四二〇	三六、八三〇	一〇、四六〇	四、三三〇	一〇四、六一〇
五年目	二〇、三三〇	一〇一、八〇〇	二〇三、六五〇	二三、七三〇	六三、六七〇	二三、三四〇
十年目	四一、三三〇	二三一、九八〇	四六四、〇五〇	一六、三五〇	八一、三五〇	一六三、八二〇
十五年目	七九、五六〇	三九八、四五〇	七九七、〇三〇	二〇、九〇〇	一〇四、〇三〇	二〇八、二一〇
二十年目	三三一、〇四〇	六一、三一〇	一、三三一、八二〇	二六、五四〇	一三、〇〇〇	二六六、二一〇
廿五年目	一、共、三八〇	八八三、五〇〇	一、共七、二五〇	三、九二〇	一七〇、一〇〇	三〇〇、四〇〇
三十年目	二四五、八六〇	一、一三一、五五〇	二、四六三、五〇〇	四三、三五〇	二一七、四九〇	四三五、二五〇

● 拂戾證書有效期間

● 亡失毀損汚斑通帳の再度通帳手數料

● 有效期間經過又は亡失毀損汚斑拂戾證書の再度證書手數料

六十日

十

五

錢銭

證券購入賣出及保管

## 購入及保管すべき證券の種類

各種内國債證券、勵業債券（勵業銀行に於て賣出中のものを含みます但し預け人所有に係る割増金付のものは第一回抽籤月の末日を経過したものに限ります）、貯蓄債券、北海道拓殖銀行債券、日本興業銀行債券

券面		券
別	高	五圓券
購入及賣却	五	十圓券
保	錢	廿圓券
管	八	五
錢	十	圓
錢	十五	券
十五錢	廿五錢	十
廿五錢	四十錢	百圓券
四十錢	一	五
一	圓	圓
圓	一圓八十錢	百
八十錢	一	千圓券
一	圓五十錢	五
圓五十錢	加	千圓券
加	加	一千圓券
加	加	一千圓券

保管中は毎回利子渡期毎に証券一板付一錢を徵収します

# 振替貯金

## 振替貯金に付て御注意

● 振替貯金は口座所管廳（朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所、貯金局及同支局、臺灣總督府遞信局、關東廳遞信局等）に元帳を備へ置き帳簿の上で預け金の受拂をする安全第一の便法で小金の送受によろしく大金の送受に尙更調法であります。

● 振替貯金の拂出證書は有効期間の経過せぬ内にお受取さい。

● 振替貯金拂出證書は裏面に二條の平行線を引いて銀行へ譲渡することが出来ます。

● 振替貯金口座加入手續

加入請求書に基本預金十圓を添へ（官公署又は公認せられた團體若は組合）且別名の登記を受けやうとするもの又は用紙の賣渡を受けやうとするものは其の料金又は代金に相當する郵便切手を貼付し最寄郵便局所に差出し其の受領證をお受取り下さい其の内口座所管廳で口座を設けたときは其の口座番號を加入者に通知します。

● 振替貯金の拂込を爲されるには拂込書用紙に所要の事項を記入し現金を添へて郵便局所にお出しなさい。

● 郵便爲替證書（取立金に對する通常爲替證書ならば爲替料に相當する郵便切手の貼付を要します）振替貯金拂出證書、中央金庫に於て拂渡すべき仕拂命令券は現金と同様拂込が出来ます。

## 振替貯金

拂込書用紙は郵便局所で御渡いたします但し私製のものを用ゐることも出来ます  
拂込書裏面の相當欄には通信文を書くことが出来ます

● 振替貯金  
拂出手續

振替貯金の拂出を爲されるには拂出書用紙に所要の事項を記入し豫て届出である印を明瞭に捺し口座所管廳へ無料郵便でお出し下さい拂出には自己の口座から相手加入者の口座に振替拂込を爲し又は自己又は他人へ現金拂渡を爲すなどいろいろの場合があります又局待拂の方法もあります詳細は郵便局所で御聞き下さい

拂出用紙は口座所管廳で其の口座加入者へ賣渡します

拂出書裏面の相當欄には通信文を書くことが出来ます

● 貯金振替

加入者が口座所管廳で發賣する集金書用紙を以て現金受領證書等を作成し其の集金方を郵便局所に委託し取立郵便局所で其の取立金を直に當該加入者の口座に拂込を爲すもので

● 代金引換郵便物の拂込

代金引換郵便物の委託者である加入者が引換代金の拂込方を請求せられるときは其の代金は引換郵便局所で直に當該加入者の口座に對し之が拂込の手續をいたします

拂込……………一口に付……………金十錢以上、最高額の制限なし  
拂出……………拂出證書及局待拂出書一枚に付……金千圓以內

振替貯金の  
制限

(注意)

一、口座振替及朝鮮銀行當座勘定口へ振替の爲にする拂出に付では金高に制限がありませぬ

二、京城振替貯金部に屬する加入者が豫め遞信局長の認可を受けて置くときは上記の制限に依らないで朝鮮内で拂渡を爲すべき高額振替貯金の拂出を請求することが出来ます

●振替貯金の子 一圓未満の端數及現在高十萬圓を超えるものには其の超過額に對して利子を付けませぬ

年三分六厘

●利子 振替貯金拂出證書………發行の日より

六 十 日

●拂出證書

有効期間

局待拂拂出書

振出の日より

七 日

拂 料 金 二 錢 四 錢 六 錢 八 錢 十 錢 十五 錢 二十 錢 五 錢	高 一 圓 迄 五 圓 迄 十 圓 迄 五 圓 迄 百 圓 迄 五 百 圓 迄 千 圓 迄 以 上 千 圓 迄 增 加 入 者 が 豫 め 口 座 所 管 廳 の 承 認 を 受 け た 郵 便 局 所 で 自 ら 拂 込 を 爲 る と き は 無 料 で す
口座間振替料	拂出一口に付

四  
錢

振替貯金

● 振替貯金に  
する各種  
料金

現金拂出料	金高
料金	五圓迄
五錢	十圓迄
十錢	一百圓迄
錢	二十圓迄
十五錢	三十圓迄
二十錢	四十圓迄
二十二錢	五十圓迄
三十三錢	五十五圓迄
三十四錢	五百圓迄
三十五錢	六百圓迄
三十六錢	八百圓迄
三十七錢	千圓迄
三十八錢	以上千圓迄
銀行業者から朝鮮銀行當座勘定口へ振替の爲にする現金拂出料	を増す毎に
加入者が豫め口座所管廳の承認を受けた郵便局所で自己の口座から拂出した現金を受領するとき及口座脱退の場合に於ける拂出は證書一枚に付五十圓迄五錢五十圓を超えるときは十錢を徵收します	千円未満の端数 は上記の割合に 依る
現金受領證書に依るもの	一口に付二錢
證券に依るもの	十五錢
集金振替委託料	六十錢
局待拂電報料	同時に二口以上請求する ときは内一口は六十錢其の他は一口に付十錢
拂渡停止又は解	六十錢
除請求を口座所	管廳へ電報通知
料	四十錢

●紙振替貯金格

拂込又は振替取消通報料	郵便に依るもの	三	錢
拂渡停止又は解除通報料	電報に依るもの	四十	錢
拂出取消通報料	拂出取消通報料	十	錢
	加入者別名登記料		
	振替貯金譲渡料	一圓至半錢	
	失効拂出證書の再度發行料		
拂込書用紙	十	錢	
集金書用紙			
普通紙	一	冊	(五十枚綴)
局待拂出書用紙	一	冊	(五十枚綴)に付
(注意)拂込書及集金書は口座所管廳發行のものと同様な私製の用紙を使用すること	二十	錢	
が出來ます			

●脱退手續

適宜の用紙に依り脱退請求書を作つて之を口座所管廳に送付すると所管廳では其の口座の貯金を清算し基本預金及貯金残額を請求人に拂戻します尤も脱退者が自己の加入してゐる他の口座又は他の加入者の口座へ振替を請求したときは當該口座へ振替計理をいたします

# 年金恩給

## 年金恩給に付て御注意

國庫支辨の年金、恩給、遺族扶助料及退廩料の支給事務は總ての郵便局所で扱ひます。始めて給與金の支給を受けやうとするときは郵便局所で交付する用紙に依り印鑑届を作り支給を受けやうとする郵便局所にお出し下さい。

給與金を受取るには年金恩給證書を示して正當権利者であることを證明した上郵便局所で交付する用紙に依り給與金受領證書を作り支給郵便局所にお出し下さい。受給者は豫め年金恩給證書を貯金局に寄託し其の給與金を支給期毎に自己の郵便貯金に振替預入させることが出来ます。

受給者が支給郵便局所を變更せうとするときは變更請求書を新舊何れかの支給局所にお出しなさい。

受給者は左の場合には直に支給郵便局所に届出で下さい。

- (イ) 改印したとき
- (ロ) 身分に異動あつたとき
- (ハ) 住所を變更したとき
- (ニ) 年金恩給證書を亡失したとき

●文官恩給及其の遺族扶助料（元官吏恩給令及同附則に依るものを除く）

●軍人恩給及其の遺族扶助料暨廢兵親族扶助料

●學校職員退隱料及其の遺族扶助料

（朝鮮に於ける學校職員にして國庫より俸給を受けざる文官判任以上者の者遺族扶助料を除く）

毎年度

四月、七月、

十月、一月

●巡查看守退隱料及其の遺族扶助料

●特 別 年 金

●元陸軍罷役俸並恤金令に依る罷役恤金

●勳章年金

●外國人恩給

●元官吏恩給令及官吏恩給令附則に依る恩給及扶助料

●朝鮮に於ける學校職員にして國庫より俸給の支給を受ける文官判任以上の者遺族扶助料

（注意） 每年度 六月、九月、十二月、三月

（注意） 每年度 六月、十二月

（注意） 每年度 五月、八月、十一月、二月

●支給期月

各當該支給期月の十一日より二十日迄

大正十年三月一日 現行印刷

大正十年三月五日 発行

朝鮮總督府遞信局

京城府明治町一丁目五十四番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社

通信の正誤表

頁	行	數	誤	正
一六	支那と交換する小包ノ部	六寸五分を超過	六寸五分を超過	
三三	便便局所	差支ありま超ぬ	差支ありませぬ	
三六	週常電報	郵便局所	郵便局所	
四三	電信爲替ノ部	通常電報	通常電報	
四七	朝鮮内各局所互相間及	三千二百麻	三千二百麻	
四九	二千二百麻	以上残して置かれば	以上残して置かれば	
五二	一以上して置かれば	證券一枚に付	證券一枚に付	
五三	末行	お受取さい	お受取下さい	

樺

太

인천광역시교육청화도진도서관 본 자료는 인천광역시교육청화도진도서관의 소장자료를  
국립중앙도서관이 전자책으로 구축한 것입니다.